

後期高齢者医療保険料のお知らせ

●問合せ先 国保年金課 医療・年金係 ☎72-2111内線423
福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎092-651-3111

平成27年度の保険料は、平成26年中の所得と世帯^{※1}の状況に基づき、決定します。
被保険者の皆さんには、7月中旬に発送する「平成27年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書」でお知らせします。

※1…世帯とは、平成27年4月1日時点の世帯(年度途中で75歳になる人、県外からの転入者などはその時点)

●保険料の決まり方(計算方法)

後期高齢者医療制度の保険料は、福岡県内のどの市町村でも同じ方法で算定されます。



※2…「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入 - 公的年金等控除」、「給与収入 - 給与所得控除」、「事業収入 - 必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です

●保険料軽減措置の拡大について

同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額の合計額に応じて、均等割額が軽減されます。所得が低い人や被用者保険の被扶養者の保険料が、軽減の対象となります。

平成27年度から、低所得者の負担軽減対策により、2割・5割軽減の対象者が拡充されます。また、災害や所得の減少などで保険料の納付が困難になった人は減免される場合があります。

●均等割額の軽減

同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額 ^{※3} の合計額	軽減割合	軽減後の額
33万円以下かつ被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)	9割軽減	5,658円
33万円(基礎控除額)以下	^{※4} 8.5割軽減	8,487円
【33万円 + 26万円 × 被保険者数】以下	5割軽減	28,292円
【33万円 + 47万円 × 被保険者数】以下	2割軽減	45,267円

●所得割額の軽減

軽減割合	被保険者の総所得金額
5割軽減	91万円以下 ^{※5}

●被用者保険^{※6}の被扶養者の軽減

均等割額の軽減割合	軽減後の保険料(年額)
9割軽減 (所得割はかかりません)	5,658円

※3…「軽減対象所得金額」は、基本的に総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入 - 公的年金等控除 - 15万円」となるなど、例外があります

※4…原則は「7割軽減」ですが、特例措置で「8.5割軽減」になっています

※5…収入が公的年金のみの場合は211万円以下

※6…被用者保険とは、全国健康保険協会、健康保険組合、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません

●保険料の納付方法

原則として特別徴収(年金での納付)になりますが、年金の額などによっては、普通徴収(納付書や口座振替での納付)で納めます。納付方法や納付時期、金額は7月中旬に送付する通知書で確認してください。

特別徴収(年金での納付)から口座振替への変更ができます

口座振替を希望する人は被保険者証、通帳、通帳の届出印を持参し、窓口(市西1階)で手続きしてください。

7月31日(金)までに手続きすると、**10月以降**年金での納付から口座振替に変更できます。

※口座振替不能が一定期間続く場合は、年金での納付に変更させていただくことがありますので、ご注意ください

8月から被保険者証が新しくなります

現在の被保険者証(水色)は、7月31日までの有効期限となっています。

8月1日から使用できる被保険者証(柿色、有効期限：平成28年7月31日)は、市から7月下旬に簡易書留で郵送します。

ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口でお渡しする場合があります。

8月1日以降に医療機関にかかるときには、新しい被保険者証(柿色)を窓口で提示してください。



●被保険者証の自己負担割合をご確認ください

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は1割または3割です。毎年、前年中の所得をもとに、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。

【自己負担割合3割の判定基準について】

自己負担割合は通常1割ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの人の市県民税課税所得が145万円以上の場合は、負担割合が3割になります。

ただし、市県民税の課税所得が145万円以上であっても、次の1または2に該当する場合は、窓口(市西1階)へ申請(郵送)すれば負担割合が1割になります。

1. 同じ世帯に被保険者が複数の場合……同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満
2. 同じ世帯に被保険者が一人の場合……①本人の収入が383万円未満
(①または②のいずれかに該当) ②本人と、同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入の合計額が520万円未満

限度額適用・標準負担額減額認定証も8月に更新となります！

現在、使用中の減額認定証の有効期限は平成27年7月31日になっています。

減額認定証をすでにお持ちの人で、平成27年度の市県民税が非課税世帯の人には、8月1日からの新しい減額認定証を7月下旬に郵送します。

減額認定証をお持ちでない人で、新たに交付を希望する場合は、申請手続きが必要になります。

次のものを持参し、窓口(市西1階)で手続きしてください。

【申請に必要なもの】

・被保険者証 ・印鑑

※直近1年で91日以上入院がある人は、入院期間が確認できるもの(領収書、長期入院証明など)

